

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討について

県民文化部人権・男女共同参画課

1 趣旨

これまで「長野県人権政策推進基本方針」（H22年策定。以下「基本方針」という。）に基づき人権政策を総合的に推進してきたが、人権尊重の理念や重要性を県民等と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的として人権全般を包括した条例について検討する。

（検討の背景・理由）

- 基本方針の策定から15年が経過しており、以下のような課題が存在
 - ・社会経済情勢の変化等により従来は問題視されなかった人権課題の顕在化、新型コロナウイルス感染症や災害などの非常時における人権に関する様々な問題の発生など、人権課題はますます多様化・複雑化
 - ・個人の人権意識の高まりの一方で、差別、虐待、いじめ、ハラスメント、SNS上の誹謗中傷など他者の人権を侵害する様々な事象が発生
- 県ではその間も、子ども支援、障がい者共生社会づくり、犯罪被害者等支援、性的マイノリティ支援などへの取組を積み重ねてきた。
- 「しあわせ信州創造プラン3.0」や「信州未来共創戦略」において位置付けられている人権が尊重される社会づくりの一層の推進
- 基本方針は県行政の方向性を示すものであるため、議会の議決を経た条例により、県民に対し県の人権に対する姿勢を明確に示すことで、人権意識の底上げを図る。

2 方向性

包括的な人権尊重条例とし、個別の人権課題を含む施策の方向性については、条例制定後に基本方針を改定して具現化 →県民、県内事業者との連携・協働を意識した内容とする方向

3 これまでの検討状況と今後の見通し（予定）

令和6年度	1月	審議会【人権政策の手法について審議】
	2月	議会定例会【包括的な人権尊重条例の検討着手表明】
令和7年度	6月	審議会①【諮問、基本的方向性審議】
	7月～8月	関係団体への意見募集
	9月	審議会②【骨子素案審議】
	10～11月	パブリックコメント
	12月	審議会③【答申案審議】 ⇒【答申】

4 条例に想定される項目等

他県の条例を参考に、本県条例としては以下を想定

- ア 目的
- イ 基本理念

ウ 県の責務、県民等の責務、市町村との協働等

エ 基本的施策

- ・人権政策推進基本方針
- ・人権政策審議会
- ・人権教育・啓発、人権相談、関係機関との連携など

オ 人権侵害行為の禁止等に係る宣言規定

カ 人権侵害行為の例示として、誹謗中傷、いじめ、虐待、不当な差別的取扱い等に加え、インターネット上の人権侵害、優越的関係を背景とした不当要求等への言及を検討